

取引参加者料金等に関する規則の一部改正について

2018年9月25日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、取引参加者料金等に関する規則の一部改正を行い、本年10月1日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、有価証券オプション取引に係る取引手数料等の見直し及びデリバティブ売買システム接続料の見直しに伴い、所要の対応を行うことによるものです。

II. 改正概要

- | | |
|--|----------------------------------|
| ○ 有価証券オプション取引に係る取引手数料等の見直し | (備考) |
| ・ 有価証券オプション取引に係る取引手数料、及び取消料について、算出の基準を想定元本額とします。 | ・ 取引参加者料金等に関する規則第2条第3項（別表1）及び第6項 |
| ・ 有価証券オプション取引に係るギブアップ負担金について、5円から1円へ変更します。 | ・ 取引参加者料金等に関する規則第2条第5項 |
| ○ デリバティブ売買システム接続料の見直し | |
| ・ 新たにJ-GATEにおいてSelf Trade Preventionを導入することに伴い、サブ参加者コード利用料区分を追加設定することとします。 | ・ 取引参加者料金等に関する規則第2条第4項（別表3） |

III. 施行日

- 2018年10月1日から施行し、改正後の別表3は2019年4月1日から施行します。

以上